

## 資料 2

建築・都市整備・道路委員会  
令和 6 年 9 月 17 日  
道 路 局

# 市第 48 号議案 環状 3 号線（杉田港南台地区） 電線共同溝 P F I 事業契約の変更

### 1 趣旨

本 P F I 事業は、環状 3 号線（杉田港南台地区）で、電線共同溝の設計、建設、工事監理及び維持管理を行うもので、令和 4 年 6 月に事業契約し、令和 5 年度まで設計を行いました。

設計等に伴い契約金額と契約期間に変更が生じたため、変更契約を締結します。

### 2 変更概要

#### (1) 契約金額

変更前	2,424,681,240 円
変更に伴う増額	790,467,044 円
変更後	3,215,148,284 円

#### (2) 契約期間

変更前	令和 23 年 3 月 31 日まで
変更後	令和 22 年 3 月 31 日まで

### 3 変更理由

(1) 契約金額の変更理由については「物価変動」及び「詳細設計に伴う積算数量等の変更」が生じたため、契約金額の増額を行います。

(2) 契約期間の変更理由については詳細設計により工事期間が定まったため、契約期間の短縮を行います。

## 事業概要

- (1) 事業名  
環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝 P F I 事業
- (2) 契約の目的  
電線共同溝の設計、建設、工事監理及び維持管理
- (3) 履行場所  
磯子区杉田三丁目 33 番地先から港南区港南台六丁目 37 番地先まで
- (4) 整備延長  
事業延長 約 5.5km  
道路延長 約 2.9km



- (5) 契約の相手方  
東京都港区海岸 1 丁目 11 番 1 号  
東電タウンプランニング株式会社 代表取締役社長 鈴木 祐輔
- (6) 事業方式  
B T O 方式  
※選定事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設 (Build) した後、その施設の  
所有権を公共に譲渡 (Transfer) した上で、選定事業者がその施設の維持管理・  
運営 (Operate) を行う方式

## 電線共同溝の仕組み

電線共同溝は、道路の地下空間を活用して、電力線、通信線等をまとめて収容する無電柱化の手法の一つです。沿道の各戸へは、地下から電力線や通信線等を引き込む仕組みになっています。

